広報 KOUHOU MIBU

壬生 MIBU

No.537
2月号
2004

どんど焼き

どこかなつかしくほのぼのと感じられた
羽生田地区のどんど焼き（関連記事16頁）

主な内容

●市町村合併特集　2～3
　宇都宮地域との合併協議会設置の
　直接請求手続き結果について
●国保・健康だより　4～7
●引っ越しの時の各種届出　8
●タクシー券の利用方法が変わります　10
●交通費の助成制度が始まります　11

発行／壬生町役場　〒321-0292　栃木県下都賀郡壬生町通町12番22号　編集／総務部企画財政課広報広聴係　☎0282-81-1812　毎月23日発行
ホームページアドレス http://www.t-cnet.or.jp/~mibu/　FAX0282-82-8262

市町村合併特集

『宇都宮地域との合併協議会設置の直接請求』手続き結果について

去る平成15年10月21日、市町村の合併の特例に関する法律に基づき、宇都宮地域（宇都宮市、上三川町、上河内町、河内町及び高根沢町）との合併協議会の設置を求める請求書が、請求代表者６名の方から、町選挙管理委員会の審査を経た署名簿を添えて、町長に提出されました。

町では、これを受け法律に基づき手続きを執りましたところ、宇都宮市長他４町の首長はいずれも合併協議会の設置について「議会に付議しない」との回答があり、１月22日にその旨を、宇都宮市長他４町の首長及び請求代表者の方への通知、公表、並びに栃木県知事への報告をして、一連の手続きを終了しました。

ここに、合併協議会設置の請求から手続き終了までを、一連の手続きに沿ってご報告いたします。

合併協議会設置の直接請求手続きの流れ

合併協議会設置のための署名収集（請求代表者及び署名収集委任者により）

○収集期間　９月２日から10月１日
○署名者数　有権者数（31,873人）の50分の１以上（638人）の 署名者数になったときには、選挙管理委員会に提出。
◎署名活動の結果、6,648人の署名を収集

⬇

署名簿を壬生町選挙管理委員会に提出

◎選挙管理委員会で署名簿を審査の結果、有効署名6,160人、無効署名488人と決定

⬇

署名簿を請求代表者に返付

⬇

請求代表者は、町長に署名簿を添付して、合併協議会設置を請求

⬇

１市４町の首長に意見照会

町長は１市４町の首長に合併協議会設置について、議会に付議するか否かの意見照会

◎壬生町長から１市４町の首長宛に平成15年10月24日意見照会
◎１市４町の首長は、意見を求められた翌日から90日以内に回答

１市４町の首長いずれも「議会に付議しない」の回答

宇都宮市長	１月14日、「本市議会に付議しない」の回答。（宇都宮市、上三川町、上河内町及び河内町で法定協議会の設置を目指しているため。）
上三川町長	１月15日、「本町議会に付議しない」の回答。（宇都宮市、上三川町、上河内町及び河内町で法定協議会の設置を目指しているため。）
上河内町長	１月７日、「本町議会に付議しない」の回答。（宇都宮市、上三川町、上河内町及び河内町で法定協議会の設置を目指しているため。）
河内町長	１月15日、「本町議会に付議しない」の回答。（宇都宮市、上三川町、上河内町及び河内町で法定協議会の設置を目指しているため。）
高根沢町長	１月16日、「本町議会に付議しない」の回答。（宇都宮市、上三川町、上河内町、河内町及び高根沢町による法定協議会の設置に関する提案が否決されたため。）

回答結果の通知、公表及び報告

全ての合併対象市町長（１市４町の首長）から回答を受理したため、１月22日に通知（１市４町の首長及び請求代表者宛）、公表及び報告（知事宛）

手続き終了

宇都宮地域（宇都宮市、上三川町、上河内町、河内町及び高根沢町）との合併協議会の設置は成立せず手続き終了

◎合併対象市町長（１市４町の首長）の回答で、議会に付議しないという回答が１つでもある場合は手続き終了

市町村合併問題についてご意見をお寄せください

市町村合併問題については、昨年市町村合併特集「みんなで考えよう市町村合併!!」と題して、清水町長の合併問題での町定例議会の答弁概要を掲載いたしましたが、今後ともこの合併問題に関しては「壬生町の未来につながるまちづくり」ということで、住民の皆様のご意見等をお寄せいただきたいと思います。

ちなみに、最近合併した東京都Ｎ市でのアンケート調査では、合併に満足は24％、不満が27％、どちらともいえない49％でした。また、合併後、市は良くなったと思うかに、肯定が14％に対して否定が43％に達し、さらに、合併に至るまでの説明はあまり納得できず、もしくはしないまま合併したが44％に対して、納得ずくは25％にとどまったという結果がでています。壬生町としても住民の方に色々と情報を提供し、皆様のご意見をいただき、将来の壬生町の方向付けの判断材料として参りたいと考えておりますので、ご理解を願いたいと思います。

【市町村合併担当窓口】
町総務部総務課　☎８１－１８０６
〒３２１－０２９２　壬生町通町12番22号
メールアドレス　mibu@t-cnet. or. jp

お医者さんのかかり方を見直しましょう

1　**重複受診はやめましょう**

注射や投薬、検査、処置などをやり直すため、医療費のムダ使いになるだけでなくからだにとっても危険です。

2　**診療時間内の受診を心がけましょう**

急患の場合は別として、時間外は加算料金がつくし、お医者さんの負担にもなります。

3　**かかりつけ医を持ちましょう**

病歴や体質などを把握してくれているので、治療効果も上がります。

4　**健康診断を受けましょう**

病気の早期発見、早期治療を心がけましょう。
生活習慣を見直すきっかけにもなります。

5　**薬をたくさん欲しがるのは、やめましょう**

医療費のムダ使いです。

6　**不安や疑問はきちんと聞きましょう**

お医者さんを信頼し、指示を守りましょう。

かかりつけ医を決めておくと、いざというときに安心です

かかりつけ医は、専門医や大病院への紹介もしてくれますので、病気のときだけでなく健康管理全般のアドバイザーになってもらえます。

こんなときは14日以内に届出を！

世帯内に異動があったとき、世帯主は14日以内に届け出をしてください。

	こんなとき	届け出に必要なもの
国保に加入するとき	他の市区町村から転入してきたとき	他の市区町村の転出証明書
	職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険をやめた証明書
	職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき	被扶養者でない理由の証明書
	子どもが生まれたとき	保険証、母子健康手帳
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書
	外国籍の方が加入するとき	外国人登録証明書
国保をやめるとき	他の市区町村に転出するとき	保険証
	職場の健康保険に加入したとき	国保と職場の健康保険の両方の保険証（後者が未交付の場合は加入したことを証明するもの）
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	
	国保の被保険者が死亡したとき	保険証、死亡を証明するもの
	生活保護を受けるようになったとき	保険証、保護開始決定通知書
	外国籍の方がやめるとき	保険証、外国人登録証明書
その他	退職者医療制度の対象となったとき	保険証、年金証書
	同じ市区町村内で住所が変わったとき	保険証
	世帯主や氏名が変わったとき	
	世帯が分かれたり、いっしょになったとき	
	出稼ぎや、長期の旅行に行くとき	
	修学のため、別に住所を定めるとき	保険証、在学証明書
	保険証をなくしたとき（あるいは汚れて使えなくなったとき）	身分を証明するもの（使えなくなった保険証など）

国保だより

医療費を大切にしましょう

保険税は、加入者のみなさんが病気やけがをしたときの医療費にあてられます。

医療費が増えると必然的に、給付の費用を補うために保険税を引き上げなければなりません。

日頃から、健康づくりを心がけ、お医者さんのかかり方も見直して医療費を節約しましょう。

一人当たり保険給付額と保険税額の推移（介護分は除く）

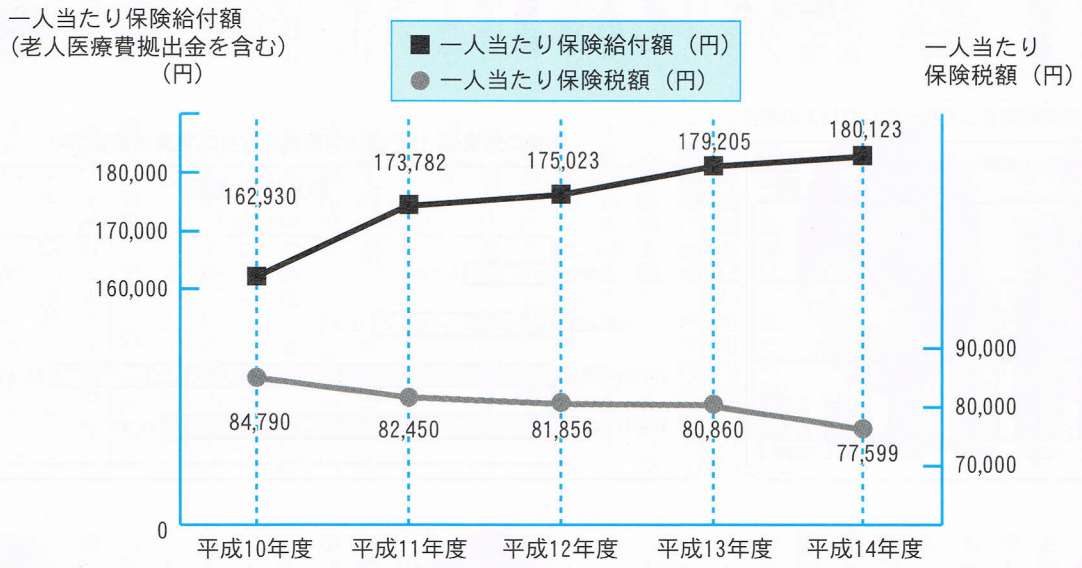

医療費が増えている理由

人口の増加や物価の上昇も一因ですが、他にも次のような理由が考えられます。

1　**お医者さんのかかり方**

お医者さんをかけもちしたり、お医者さんの指示を守らなかったりなど、医療費がかさむお医者さんのかかり方をする人がいます。

2　**人口構造の高齢化**

高齢社会で病気になりがちな高齢者の人口が増えています。

3　**生活習慣病などの慢性疾患患者の増加**

長期療養を必要とする生活習慣病などの慢性疾患患者が増えています。

4　**医学・医療技術の進歩によるもの**

新しい機器や薬などが開発され、治療にかかる費用も増えています。

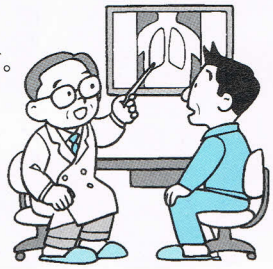

健康だより

56号

「健康日本21」が目指すものは「すべての人々が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会」の実現です。

前回に引き続き生活習慣病とかかわりが深く健康づくりにとって最も大切な栄養・食習慣について考えてみましょう。

最近のわが国は、飽食の時代ともいわれ摂取エネルギー量の過剰や食生活の乱れ、栄養バランスの偏りなどいろいろ問題が生じています。

「時間がないから食べない」「おなかがすいたら食べる」「好きな物だけを好きなだけ食べる」というのでは、健康は保てません。

現在町ではこの地方計画「健康みぶ21」を策定中ですが、作成するにあたり、健康状況や意識などアンケート調査をいたしました。食事を「1日、3回規則正しく摂っていない」人の割合は、下記グラフのとおりで、男性の30歳代で51・9%、40歳代で34・6%、女性の20歳代で52・5%、30歳代で33・0%と、20歳代から40歳代にかけて高くなっています。

県の調査によると、朝食の欠食率は、小学生で6・1%、中高生12・3%、20歳代、30歳代の男性の朝食の欠食率が高いことがわかりました。

朝食を摂ると生活のリズムができ、血糖値を上げ、体温が上昇。集中力を高め脳の働きが活発になります。

若い世代での食生活の乱れが気になります。

食事を1日3回規則正しく摂っていない人の割合

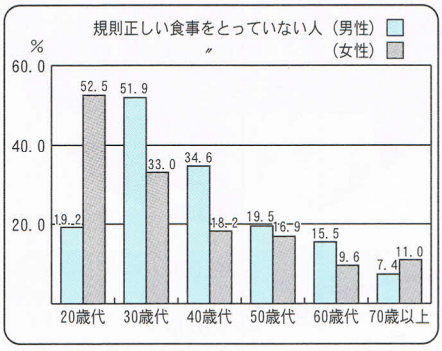

朝食の欠食率（「平成10年度県民食生活等実態調査」等）

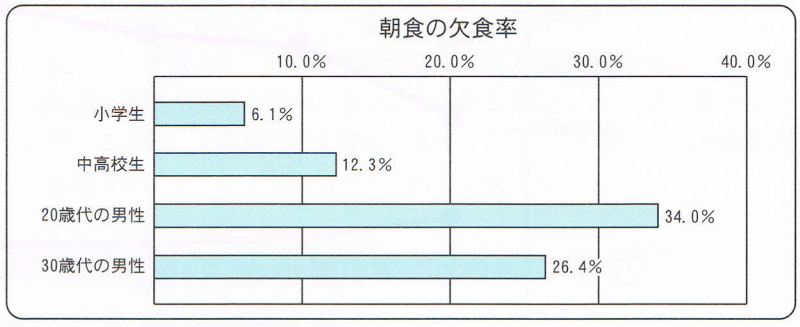

厚生労働省では、農林水産省、文部科学省と共に、よりよい食生活を送っていただくため、次のように「食生活指針」を作成し、町でも啓発を進めているところです。

1　食事を楽しみましょう

子どもひとりで、ごはんをたべさせていませんか？

1日1回は、家族といっしょに食事をするようにしましょう。

・心とからだにおいしい食事を、味わって食べましょう。
・毎日の食事で、健康寿命を伸ばしましょう。
・家族の団欒や人との交流を大切にしましょう。

2　1日の食事のリズムから、健やかな生活リズムを

朝食を抜いたり、間食や夜食をとりすぎると、食事のリズムがこわれます。規則的な食事で、健やかな生活リズムを作りましょう。

・朝食で、いきいきした1日を始めましょう。
・夜食や間食はとりすぎないようにしましょう。
・飲酒はほどほどにしましょう。

3　主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランスを

1日30品目以上の食品をとりましょう。

・いろいろな食品を組み合わせましょう。
・煮る、焼く、蒸すなど調理方法を工夫しましょう。
・手作りと外食や加工食品・調理食品を上手に組み合わせましょう。

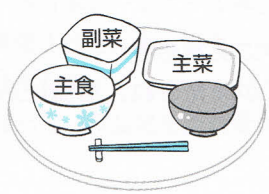

4　ごはんなどの穀類をしっかりと

ごはんを主食にした和食中心の食生活にしましょう。

・穀類を毎食とって、糖質からのエネルギー摂取を適正に保ちましょう。
・日本の気候・風土に適しているお米などの穀類を利用しましょう。

5　野菜・果物、牛乳・乳製品、豆類、魚なども組み合わせて

野菜摂取量は全体的に不足ぎみです。野菜や果物に含まれているカリウム・食物繊維・ビタミン等は、循環器疾患やがんなどの予防に効果的ですから、じょうずにとりましょう。

・1日の野菜の目標量は350ｇ（うち緑黄色野菜120ｇ）。サラダ、おひたし、なべ、野菜炒めなど、魚料理や肉料理と一緒にとるといいでしょう。
・カルシウムとミネラルは大切です。子どもも大人も毎日、牛乳や豆類・小魚などをとるようにしましょう。骨粗しょう症予防のためには、思春期からのカルシウムの貯金が必要です。

6 食塩や脂肪は控えめに　健康だより前号（55号）をご覧ください

・塩辛い食品を控えめに、食塩は1日10ｇ未満にしましょう。
・脂肪の取りすぎに気を付け、動物、魚、植物脂肪をバランスよくとりましょう。
・食品や外食を選ぶのに、栄養成分表示をみる習慣を身につけましょう。

7 適正体重を知り、日々の活動に見合った食事量を

・体重は、毎日測定しましょう。
・美しさは健康から。無理なダイエットは鉄分、カルシウム、ビタミン不足等を招き、貧血や生理不順や骨粗しょう症を起こします。
・しっかりかんで、ゆっくり食べましょう。

8 食文化や地域の産物を活かし、ときには新しい料理も

日本にはすぐれた食材がたくさんあります。
旬の食材を使って、地域の産物を活かそう。
・地域の産物や旬の食材を使うと共に、行事食を取り入れながら自然の恵みや四季の変化を楽しみましょう。
・食文化を大切にして、日々の食生活に活かしましょう。
・食材に関する知識や料理技術を身につけましょう。
・ときには新しい料理を作ってみましょう。

9 調理や保存を上手にして無駄や廃棄を少なく

1週間に1度は冷蔵庫の中身をチェック。
・買いすぎ、作りすぎに注意して、食べ残しのない適量を心がけましょう。
・賞味期限や消費期限を考えて利用しましょう。
・定期的に冷蔵庫の中身や食材を点検し、献立を工夫して食べましょう。

10 自分の食生活を見直してみましょう

食生活について話し合いましょう。
・自分の健康目標をつくり、食生活を点検する習慣を持ちましょう。
・家庭や仲間と食生活を考えたり話し合ったりしてみましょう。
・学校や家庭で食生活の正しい理解や望ましい習慣を身につけましょう。
・子どものころから、食生活を大切にしましょう。

消費期限

定められた方法により保存した場合において、腐敗・変質その他の食品の劣化に伴う衛生上の危害が発生するおそれがないと認められる期限を示す年月日。

賞味期限

定められた方法により保存した場合において、食品のすべての品質が十分保たれていると認められる期限を示す年月日。

あなたの肥満の程度は？
BMI(Body Mass Index)＝体重(kg)／(身長(m))^2
例（身長1.74m、体重70kgの人の場合）
70÷(1.74×1.74)＝23.1206

◎BMIから見た肥満の判定

BMI	判定
～18.5	低体重
18.5～25	普通体重
25～30	肥満（1度）
30～35	肥満（2度）
35～40	肥満（3度）
40～	肥満（4度）

（日本肥満学会2000）

「親世代の食生活習慣が　子どもたちの健康を脅かす時代に」

「食生活指針」はいかがでしたか。
私たちは1日3回365日毎日食事をしています。1食1食が体を作るわけで、正しい食事をしていることで健康が維持されます。家族の健康の鍵を握るお母さんが朝食の欠食では、特に子どもの身体や心の発達に悪影響を及ぼしてしまいます。
『食育』という言葉を聞いた方も多いかと思いますが、食育とは、子どもの頃から身体によい食べ物を自分で選ぶ力を育て「食」の大切さを学び、正しい食習慣と豊かなこころを身に付ける教育のことをいいます。
食べる前のごあいさつ　「いただきます」
食べ終わったらごあいさつ　「ごちそうさま」
はしと茶わんの持ち方はできていますか？
好きなものばかり作っていませんか？
食と健康は非常に密接に結びついています。
ご家族で食事について話し合い、何かが変わるきっかけとしてください。

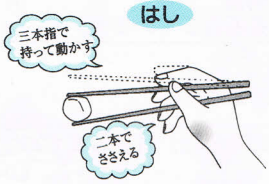

伝言板

40歳以上の方（婦人がん検診は30歳以上）を対象に集団健康診査を実施するにあたり、「平成16年度の集団健診申込書」を地区保健委員をとおしてとりまとめています。よくご覧の上記入し、期日までに保健委員さんに提出してください。

いよいよ引っ越しの季節です

いよいよ引っ越しの季節到来です。進学や就職、転勤などで、この時期、引っ越しを考えている方、転入や転出、転居等をされる場合は、必ず届け出をしてください。

転校するとき

●町内の学校間での転校

住民課発行の「住民異動届」、転居前に在学していた学校の発行する「在学証明書」「教科書給与証明書」を持って手続きをしてください。

●町外への転校

担任の先生を通じ学校長に申し出て、「在学証明書」「教科書給与証明書」「日本体育・学校健康センターの加入に関する書類」をもらって、転校先の市町村教育委員会で手続きをしてください。

●町外からの転校

住民課発行の「住民異動届」と、転入前に在学していた学校が発行する「在学証明書」「教科書給与証明書」「日本体育・学校健康センターの加入に関する書類」を持って手続きをしてください。

進学するとき

進学のため、他の市町村等に転出する場合、これらの学生の医療費は、扶養者などが負担することになります。このため、国民健康保険では、このような学生に、親元と別の被保険者証が交付されます。

必要なもの
国民健康保険証・在学証明書又は学生証の写し・印鑑

問合せ先
民生部保健課国民健康保険係
☎81－1836

手続き先
民生部住民課住民係
☎81－1824
稲葉出張所
☎82－1002
南犬飼出張所
☎86－0004

手続き・問合せ先
教育委員会学校教育課学校教育係
☎81－1871

届け出も忘れずに

引っ越しをされる時の届出一覧表

種　類	内容と届け出期間	必　要　な　も　の
転入届	・他の市町村から引っ越してきたとき ・住み始めてから14日以内	・印鑑 ・前の市町村（前住所地）が発行した「転出証明書」 ・国民健康保険に加入していた方は、申し出てください ・国民年金手帳（加入している方のみ） ・国民年金の受給者は住所変更届を社会保険事務所に提出してください（住民課に用紙があります） ・国民年金老齢福祉年金証書（受給している方のみ） ・母子健康手帳（該当している方のみ） ・介護保険受給資格証明書（該当している方のみ） ・身体障害者手帳・療育手帳（該当している方のみ） ・児童手当用所得証明書を持参して福祉課で手続きをしてください（該当している方のみ） ・妊産婦、乳幼児医療受給資格者証を持っていた方は、申し出てください
転居届	・壬生町内で引っ越ししたとき ・住み始めてから14日以内	・印鑑 ・国民健康保険証（加入している方のみ） ・国民年金老齢福祉年金証書（受給している方のみ） ・老人医療受給者証・老人健康手帳、高齢受給者証（該当している方のみ） ・介護保険被保険者証（該当している方のみ） ・身体障害者手帳・療育手帳（該当している方のみ） ・支援費受給者証（該当している方のみ） ・住民基本台帳カード（所有している方のみ） ・各種医療受給者証（該当している方のみ）
転出届	・壬生町から他の市町村に引っ越しするとき ・住み始めの日の前後14日以内	・印鑑 ・印鑑登録証（登録している方のみ） ・国民健康保険証（加入している方のみ） ・老人医療受給者証・老人健康手帳、高齢受給者証（該当している方のみ） ・介護保険被保険者証（該当している方のみ） ・介護保険各種減額認定証（減額認定されている方） ・支援費受給者証（該当している方のみ） ・各種医療受給者証（該当している方のみ） ・住所地特例適用届（介護保険施設に入所している方） ・児童手当用所得証明書を交付請求してください（児童手当に該当している方のみ） ・ナンバープレートと標識交付証明書（125cc以下の原動機付き自転車を所有している方）
世帯変更	・世帯主の変更、世帯分離、合併など変更したとき ・変更した日から14日以内	・印鑑 ・国民健康保険証（加入している方のみ）
その他の届け出	・住所の番地を間違えている、名前に濁音がある又は無いなどの場合は、訂正しますので届け出てください	

水道の閉栓手続きを忘れずに！

●引っ越しの日が決まりましたら、前もって水道課へ閉栓の手続きをしてください。連絡の際は、住所・氏名・引っ越し日時・引っ越し先をお知らせ下さい。

●引っ越しまでの水道料金（精算分）は、前回の検針日から引っ越しまでの使用量をもとに計算いたします。

●連絡（閉栓の手続き）をいただきませんと、水道を使用されていなくても、引き続き料金がかかってしまいますので、必ず水道課へご連絡をお願いいたします。

●**問合せ先**
水道部水道課☎82－2260

「住基カード」をご存知ですか？

希望する方に住民基本台帳カードを有料で交付しております。顔写真付きのものと、顔写真の付かないものの２種類があり、希望によりどちらかを選択できます。

顔写真付きの住基カードは身分証明としてお使いいただけます

住基カードの交付申請については、下記のとおりです。

住基カード（写真付）

●**受付時間**　月曜日～金曜日の９：00～17：00
（祝祭日、12月29日～１月３日を除く）

●**受付場所**　町民生部住民課

●**交付手数料**　500円

●**カードの有効期限**　発行日より10年間

●**申請に必要なもの**

○印鑑　○本人の顔写真貼付の身分証明書（運転免許証やパスポート等）

○写真１枚(顔写真付きのカードを希望される場合)

受付窓口でも写真撮影できますが、ご自身の写真を持参する場合はパスポート用の写真（4.5cm×3.5cm）で６ヶ月以内に撮影した正面・無帽・無背景のものをご用意ください。

※身分証明書のない方

本人に「照会書」を郵送しますので、必要事項を記入のうえ後日持参していただくことになります。

※カード交付は、お申し込み者数によってしばらくお待ちいただく場合や、後日受け取りに来ていただく場合もあります。

※原則本人の申請となります。本人以外の方から申請する場合は、提出書類等申請方法が異なりますので、詳細につきましては、下記までお問い合わせください。

◎**問合せ先**　町民生部住民課　☎81－1823・1825

公的個人認証サービスが始まりました

インターネットを通じて行政機関等に各種申請をする場合、印鑑を押していただいたり免許証等で本人確認をすることができないので、ＩＣカード（住民基本台帳カード）を用いて、電子的な申請書に電子署名（印鑑のかわり）と電子証明書(印鑑登録証明書のかわり)を添付し行政機関に送信していただきます。その際必要となる電子証明書は、住所のある市町村で住民基本台帳カードに入れることができます。これが公的個人認証サービスで、平成16年１月29日㈭に制度がスタートしました。

●**受付場所**　町民生部住民課

●**手 数 料**　３月末日までは無料。
４月からは500円となる予定です。

●**申請に必要な物**

住民基本台帳カード、顔写真入りの身分証明書等

本人以外の方から申請する場合は、提出書類等申請方法が異なりますので、詳細につきましては、下記までお問い合わせください。また、全国センターへの通信可能時間が17：00までとなっているため、17：00間際の申請は受け付けられない場合がありますので、留意願います。

◎**問合せ先**　町民生部住民課　☎81－1824

平成16年４月１日～

重度心身障害者タクシー料金助成券（タクシー券）の利用方法が変わります

助成の目的

電車、バス等の通常の交通機関を利用することが困難な重度心身障害児者の方が、通院などでタクシーを利用する場合の料金を助成することにより、社会参加の促進を図ることを目的とします。

対象者

壬生町内に住所があり、次のいずれかに該当する方

①身体障害者手帳を所有し、その障害の程度が１級または２級の方

②療育手帳を所有し、その障害の程度がＡ（Ａ１、Ａ２）の方

助成の方法

助成対象者お一人につき、500円の助成券を一ヶ月当たり８枚（96枚綴）に変更になります。１回の乗車につき利用できる助成券の枚数は、一ヶ月８枚を超えない範囲内での制限はありません。

助成券（タクシー券）は、一ヶ月ごとに色分けされており、各月ごとの有効期間が記載されています。有効期間前のものや有効期間を過ぎた助成券はご利用になれません。

助成券の交付

助成券は申請のあった月分から交付します。年度中における再発行はできません。新年度分の助成券は４月１日から交付します。

交付申請の際には、必ず次のものをお持ちください。

①身体障害者手帳又は療育手帳

②印鑑

③前年度の助成券

利用できるタクシー

壬生町内に事業所のあるタクシー会社のすべてのタクシーが利用できます。

利用方法

助成券にはあらかじめ利用者氏名欄に助成対象者の氏名を記入しておき、乗車したタクシーから降りるとき、手帳を乗務員に見せるとともに、助成券を乗務員に渡してください。

次のときにはご利用になれません。

①助成対象者以外の方のみの乗車のとき。

（対象者のご家族の方でも、対象者が同乗していないときには利用できません。）

②助成券が乗車前に切り離されているとき。

③助成券に対象者の氏名を記入していないとき。

④助成券が有効期間以外のとき。

⑤転出、死亡などされたとき。

⑥障害の程度が身障手帳１、２級又は療育手帳Ａ（Ａ１、Ａ２）に該当しなくなったとき。

☆不正の目的又は方法で助成券を利用した場合、助成額の返還を求めます。

次のときには届出をしてください。

①転出、死亡などされたとき。

②町内転居、氏名変更などされたとき。

③障害の程度が身障手帳１、２級又は療育手帳Ａ（Ａ１、Ａ２）に該当しなくなったとき。

◎ 問い合わせ・申し込み先　町民生部福祉課社会福祉係　☎８１－１８２９

平成16年４月１日～

知的障害者の方への交通費の助成制度がはじまります

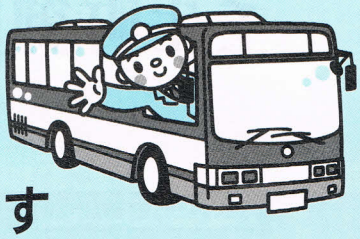

助成の目的

通学、通園等で定期的に電車やバス等の交通機関を利用される知的障害者の方に交通費を助成し、その更生を援助することを目的とします。

対象者

壬生町内に住所があり、療育手帳を所有している方
介護を必要とする場合には、介護者も認められます。
タクシー料金の助成と重複して助成を受けることはできません。

助成の対象となる費用

・養護学校に通学するための費用
・知的障害者更生施設や知的障害者授産施設に通園するための費用
・知的障害児通園施設に通園するための費用　など

助成の方法

通学、通園等で利用するために購入した電車やバスの定期乗車券の半額を助成します。
ただし、一年間に助成する金額は48,000円が上限です。

申請方法

平成16年４月１日以降に購入した定期乗車券の分から申請を受付けます。購入してから１年以内に申請してください。

申請の際には次のものをお持ちください。

①療育手帳
②定期乗車券
③通学、通園等をした事実を証する書類
④印鑑
⑤ご本人名義の口座番号

◆ 問い合わせ先　町民生部福祉課社会福祉係　☎８１－１８２９

火災から命や財産を守りましょう

平成14年中、全国で約6万3千件の火災が発生し、かけがえのない命や大切な財産が奪われています。町でも、平成16年1月中だけで9件の火災が発生し、内1件が住宅火災でした。ちょっとした気のゆるみから発生する住宅火災の防止には、日ごろの心がけとともに、住宅用防災機器や防災品などを活用することがとても効果的です。

危険ポイント要チェック！

台所
急な来客や電話でこんろのそばを離れるとき、必ず火を消していますか。弱火にするだけでは危険です。エプロンなど、衣服への着火にもご注意を。

リビング
たばこやストーブの近くに燃えやすいものはありませんか。また古い電化製品やコンセントもホコリがたまると出火原因になります。

寝室
寝室で起きた火災の原因の多くは布団への着火。寝たばこは絶対にしないこと。また、ストーブなどの火気を布団に近づけないようにしましょう。

屋外
燃えやすいものを外に放置していませんか。家の周りを整理整とんし、放火されない環境づくりを心がけましょう。

壬生町御里土地区画整理事業始まる

第1回総会を開催
施行面積約7.9ha

平成5年5月から準備を進めてきました、壬生町大師町の一部区域を施行地区とする、壬生町御里土地区画整理事業の組合設立認可が、平成15年12月19日に栃木県知事の認可を得たことを受けて、去る1月18日、町中央公民館において、同組合の第1回総会が開催されました。

総会では、はじめに、同組合設立認可申請者代表の須釜作一氏が、「準備を始めてから10余年、この間役員のみなさん、そして地権者のみなさんには、大変ご協力を賜り感謝申し上げますとともに、引き続きよろしくお願いいたします。」とのあいさつがありました。その後、清水英世町長、高橋忍県土木部長、鯉沼義則県議会議員、田中一男町議会議長の祝辞がありました。

この後、渡辺光喜氏を議長に選出し議事が進められ、同組合の理事12名、監事3名、評価員3名を選任し、理事長に須釜作一氏を選出するなど、11議案が滞りなく議決され、総会は終了しました。

なお、施行面積は東西約400m、南北約250m、面積約7.9haで、地区内の人口は現在約150人が、計画人口では約500人を目標とし、平成18年度からは、保留地（約10,000㎡）の公売を計画しており、平成19年度の事業完成を目指します。

◀総会開会であいさつする須釜作一氏

壬生町御里土地区画整理事業設計図

新たなる門出を祝福
第55回成人式

1月11日、さわやかな晴天の中、壬生中央公民館と南犬飼中学校体育館の2会場で、561名の新成人を迎え、第55回成人式が開催されました。

式典は、成人式運営委員の成人者が司会進行を努め、和やかな雰囲気の中開催されました。

中央公民館では、主催者を代表して清水町長から「成人を迎え責任と義務が伴ってきますが、大人としての自覚をもって頑張ってください」と、あいさつがありました。

成人者挨拶では、成人者を代表して、壬生中学校区では外塚順子（とのづか）さんが、南犬飼中学校区では大垣尚良（たから）さんが、新成人としての抱負や感謝の言葉を述べ、校歌を斉唱して第一部の式典は終了しました。

引き続き行われた第2部のアトラクションでは、ディズニーランドのペアー券などが当たる抽選会が行われました。また、南犬飼中学校区では、恩師作成による中学校当時のビデオ上映が行われ、当時の授業風景や修学旅行、運動会などの懐かしい場面では、歓声をあげていました。

いつまでも、中学生当時の気持ちを忘れないでほしいものです。

成人者あいさつ

「自覚」と「責任」を認識し、日々精進・努力し続けたい

外塚（とのづか） 順子さん

新春の良き日、私たち一同は、壬生町長様をはじめ町当局ならびに関係者の皆様、中学時代の先生方のご臨席を賜り、このような盛大な式典を迎えることができました。この式典を開催するにあたりご尽力くださいました皆様方に、成人者を代表して厚く御礼申し上げます。

さて、私たちは人生の大半をこの壬生町で過ごし、共に成長し友情を育んでまいりました。今では、それぞれ別の進路に進み、中には自分の目標のため壬生町を出た人もいます。実際、私も現在は東京の学校へ通っています。高校を卒業し、東京の学校へ通ってみると、改めて壬生町のよさを実感しました。小さい頃の風景とは、だいぶ様変わりした部分もありますが、昔の風情を残しつつ変わっていくこの壬生町を大切にしていきたいと思っております。

二十歳という人生の節目にあたり、郷土に対する恩返しを改めてお誓いするとともに、未来を切り開く覚悟のもと、二十一世紀の日本を背負う成人としての「自覚」と「責任」を認識しながら、日々精進・努力し続けて参ります。今後も皆々様のさらなるご指導・ご鞭撻をお願い申し上げ、あいさつとさせていただきます。

自分の目標を失わず希望を持ち歩んでいきたい

大垣（たから） 尚良さん

新春の良き日、ご来賓の方々、中学時代の先生方のご臨席を賜りこのような盛大な式典が迎えられたことを大変幸せに思います。

この式典を開催するにあたりまして、ご尽力くださいました皆様方に、成人者を代表して厚く御礼申し上げます。

多くのことを学び、多くの仲間を作ったこの場所で式を行えた事は、これまでの自分を振り返り、そして、これからの自分をより成長させるために、大変意義深いことであると思います。毎日をがむしゃらに過ごしていたあの頃を思い出すと、反省すべき点がたくさんあります。しかし、その反面、あの頃の生き生きとした自分が失われていっているような気もいたします。

成人するにあたりまして、節度ある行動をとり、社会に貢献すると共に、自分の目標を失わず希望を持ち歩んでいきたいと思います。そして、次世代に胸を張って残せる良き何かを作り出せるよう日々努力し続けて参ります。

今後とも皆様方のさらなるご指導・ご鞭撻をお願い申し上げ、あいさつとさせていただきます。

まちのわだい

新教育委員に 佐藤郁夫氏

平成16年1月21日をもって任期満了となりました松本幸三氏の後任として、佐藤郁夫氏（安塚一九四四）が12月4日の定例町議会において選任され、教育委員に任命されました。

さらなる町の発展を願って　賀詞交歓会を開催

新年を迎えた1月7日、壬生中央公民館中ホールにおいて、約400名が出席し、賀詞交歓会を行ないました。

はじめに清水町長が、「昨年はデフレ不況の煽りを受け行財政運営が厳しい年であり、足利銀行が破綻するなど、暗い話題が多い年でありましたが、町としては、『夢と活力にあふれた緑園都市』のまちづくりに向かって進んでいることに感謝申し上げます。」と述べ、まちづくりの基盤整備、さらなる福祉や教育の充実、農業や商工業の活性化の推進、そして市町村合併問題など、今後の抱負を述べました。

続いて、来賓として佐藤勉衆議院議員、鯉沼義則県議会議員、田中一男町議会議長が祝辞を述べ、篠原富太郎農業委員会長の発声で乾杯が行われ、この後、下稲葉の出井喜好（喜峰会会主）さん達による新春謡曲が披露され、華やいだ雰囲気の中、新年を祝いました。

思いを文字に託し卒業記念作品を制作　安塚小学校

安塚小学校6年生72名は、1月28日、卒業記念にと畳半畳もある用紙に、思いの文字を書き上げました。

この日は、栃木県教育委員会から派遣された特別非常勤講師の飯塚まゆみさんの指導を受け、普段書いたことのない大きな用紙に、最初とまどいもありましたが、友情、青春、親友、希望、未来といった学校生活や将来への思いを、用紙いっぱいに力強く書き上げていました。児童たちは、その出来ばえに大変満足そうでした。

作品は卒業式当日、会場に掲示され父兄のみなさん方に見ていただくことになっています。

講師の指導を受け、真剣そのもの

橋本さん、清水町長

橋本佐一氏 ゲートボール審判員功労賞を受賞

橋本佐一氏は、永年にわたり認定審判員として、審判の実務競技の運営に携わり、ゲートボールの普及振興に多大の貢献をされたとして、(財)日本ゲートボール連合の審判員功労賞を受賞され、12月18日に開催された、栃木県ゲートボール協会役員会で、表彰状の伝達を受けました。

12月25日、町長室を訪れ受賞の報告をしました。

稲垣　稔さん　福田　榮さん
栃木県自治会連合会自治振興功労者表彰

１月22日、大平町おおひら町民ホールで開催された栃木県自治会連合会「平成15年度会長研修大会」において、稲垣稔さん（ひばりヶ丘）と福田榮さん（六美町中央）が、栃木県自治会連合会自治振興功労者表彰を受賞されました。

両氏は、永年に亘り自治会長として、自治会の育成・活動促進に努め、相互の連帯意識及び自治意識の高揚を図り、良好な地域社会環境の形成に尽くされた功績が認められたものです。

稲垣　稔さん

福田　榮さん

郡市対抗駅伝　下都賀チーム総合10位
本町関係選手団活躍

前列左から梁島さん、高田さん、田中さん、
後列左から、細井さん、舘野さん、木島さん

県庁を発着点とし日光市総合会館を折り返し点とする、総距離77.1キロメートル、11区間で争われた第45回栃木県郡市対抗駅伝競走大会が、１月25日開催されました。

当日は晴天に恵まれ、県内郡市を代表する27チームが健脚を競いました。

壬生町からは６名（田中めぐみ・高田晴奈・梁島エリカ〔以上壬生中〕、木島通隆〔壬生高校〕、細井崇明〔明治大学・大字藤井〕、舘野聡〔栃木信用金庫壬生支店〕）の方が下都賀郡チームの選手団に選ばれ、総合10位に入る活躍をしました。

壬生町学校美術展　1,000点の力作を展示

１月17・18の２日間、町中央公民館中ホールで、第８回壬生町学校美術展が開催されました。

会場には、壬生中学校・南犬飼中学校の生徒の作品をはじめ、小学校の児童たちが、授業などで描いた風景画やデザイン、木版画など、約1,000点あまりの力作が会場狭しと展示され、来場者の目をとどめていました。

お姉さんの作品を見にこられた妹の齋藤梓さんご家族

受付をする両中学校美術部の生徒さん

同美術展は、生徒たちの作品の発表の場として、また、一般の人にも広く見ていただきたいと、壬生町教育会図画工作・美術部会の先生方や両中学校の美術科・美術部の生徒が中心となって実施しています。同部会では、今後も全町の小・中学校の参加協力を得て、生徒たちの活動の発表の場として、引き続き実施していきたいという。

壬生町配食サービス事業

●●● よろこばれる手づくり弁当 ●●●

在宅のひとり暮らし高齢者等を対象に、平成15年10月14日からはじまったお弁当の配食サービス。スタートしてから約3ヶ月が過ぎた1月20日、現場を取材しました。

配食サービスのお弁当作りを行っているのは、町から委託を受けた社会福祉法人栃の木会。同法人の堀江正美事務長に配食サービスの取り組み等についてお聞きしました。「現在113名の方が配食サービスを利用しています。おかずは手料理で、お年寄りの健康に配慮した料理を心がけています。また、お正月料理や七草粥など季節感のものや、誕生食として赤飯などのメニューもあります。将来は個々の健康状態を配慮した流動食やきざみ、みじんといった調理のものや、現在昼食だけの配食を、朝食や夕食、土・日の配食も考えていきたい。」という。

また、この日は、実際に配食サービスを利用されている別井トメさん（安塚一）を訪問しました。別井さんは週2回利用されていますが、「自分では作れないような料理が食べられ、とてもおいしく、毎回楽しみにしています。」とのこと。この日のメニューは、鰯（いわし）の蒲焼き、青梗菜（ちんげんさい）のソテー、八ツ頭の煮付け、もやしと人参のナムル、厚焼きたまご、漬物二種と、結構ボリュームがありました。

お弁当を届けているのは、町シルバー人材センターの鈴木金男さん、「お昼までに受け持ちのお弁当を配達しなければならないので、なかなか話してる時間はないけど、配達と回収の日に一度、顔を見ることで安否の確認もできます。」と話してくれました。

別井さんと鈴木さん

一つ一つこころを込めて

配食サービス事業概要

●**事業実施主体**　壬生町

●**利用できる方**

壬生町内に住所を有する方で、老衰、心身の障害及び疾病等の理由により調理が困難な方で、次のいずれかに該当する方。

・65歳以上のひとり暮らしの方及び高齢者のみの世帯の方

・重度の心身障害者等

●**利用料**　一食300円

●**申込み・問合せ先**

町民生部高齢対策課

高齢福祉係☎81－1830

冬の風物詩『どんど焼き』を実施

羽生田子ども育成会

羽生田子ども育成会（高橋健也会長）では、1月11日羽生田小学校東側の田んぼで、どんど焼きを行いました。

この日は、地元羽生田小学校の児童やすけがい保育園の園児たちが集まり、若松美知子羽生田小学校長から、「どんど焼きの火で焼いたまゆ玉を食べると、病気にならないといわれています。たくさん食べて元気で過ごしましょう。」と、どんど焼きについての説明を受けました。

この後、育成会のみなさんが準備した、門松・しめ縄・だるまなどを、わらや竹で囲んで高々と作った櫓（やぐら）に、子どもたちが火をつけると、またたくまに天に向かって燃え上がりました。

親子連れなど集まった約500人のみなさんは、まゆ玉を食べて今年一年の無病息災を祈っていました。また、近くに張られたテントでは、育成会のお母さん方や、すけがい保育園の保護者会の皆さんが用意した豚汁をごちそうになり、夜の一時を楽しんでいました。

帰り道、仲良く帰る羽生田小学校6年生、篠原祐亮（ゆうすけ）君と神永裕樹（ひろき）君に「どんど焼きはどうでしたか」と尋ねたところ、「毎年参加しています。まゆ玉をたくさん食べました。すごく楽しかったです。これからもずっとどんど焼きが毎年続くといいと思います。」と話してくれました。

主催する育成会のみなさんは、材料を集め、組み立てたりと準備から後片づけなど、ご苦労が多いとのことですが、子ども達のためにも、この伝統行事を継続していってもらいたいものです。

みんなの広場

大栗麻友香（まゆか）ちゃん（国谷新田）（H13.2.9生）
小川聖月（みづき）ちゃん（下表町）（H12.2.20生）
並木優樹（ゆうき）ちゃん（上表町）（H12.2.5生）

寺内菜野香（なのか）ちゃん（安塚南部）（H15.2.11生）

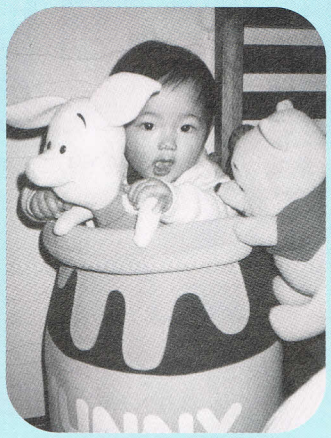

齋藤ひよりちゃん（旭町）（H15.2.3生）

わが家のアイドル

次回は４月生まれのアイドルを募集します。（締切３月19日）。写真はお返しします。

応募者多数の場合は抽選になることもありますのでご了承ください。

写真裏に住所、氏名、保護者名、生年月日、電話番号を書いて、役場企画財政課（直接或は郵便で〒321－0292壬生町通町12－22）または、稲葉・南犬飼各出張所、生涯学習館へ。

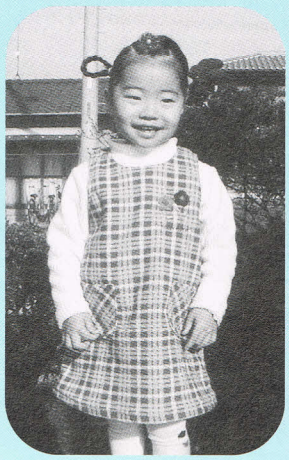

渡邉真菜美（まなみ）ちゃん（落合）（H13.2.2生）

黒川瑞姫（みずき）ちゃん（六美町中央）（H12.2.4生）

身近な法律相談

（消費生活関連事例集より）

アパート

Q：５年間入居していたアパートを退去したが、敷金からハウスクリーニング代として３万５千円、畳替え代として５万円、諸費用１万５千円を差し引くと言われている。ハウスクリーニング代と畳替え代は入居者負担と契約書に書いてある。仕方ないとも思うが納得できない。

A：借主が負担する費用は、原状回復に必要な費用のみです。原状回復に含まれない費用を請求されている場合には、貸主とよく話し合い減額等してもらうよう粘り強く交渉しましょう。この事例のように契約書に特別な条項が記載されていてそれが借主に一方的に不利な内容になっている場合その部分が無効となる場合もあります。退去時のトラブルを防ぐため入居時には貸主立ち会いで現状を確認したり、契約書の内容を確認するようにしましょう。

国際電話

Q：利用した覚えのない国際電話の利用料を請求された。２日間利用したとある。海外には知り合いはなく、子供も利用していないと言っている。電話会社は８，５００円は払ってもらうという説明をするだけで納得できない。

A：成人向け雑誌やコミック誌上などで、説明のないまま掲載されている国際電話によるテレフォンサービスを気付かずに利用してしまうケースがあります。国際電話であることを示す「０１０」や国際電話識別番号を示す「００１」「００３３」「００４１」「００６１」で始まる番号は海外へつながる可能性があります。電話料金は加入名義人に支払義務があることが約款に定められており、意図しないで電話をかけたものに関しても支払い義務が生じます。国際電話を使わないのであれば、国際電話不取扱い手続きを取ってください。

すこやかベビー ご家族紹介

糸川　光ちゃん・明ちゃんご兄弟（駅東）

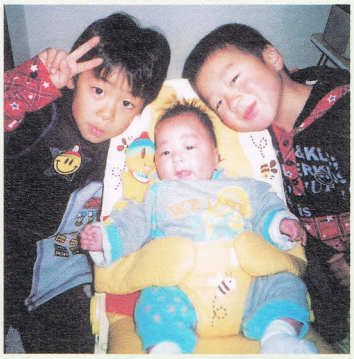

野澤　陸人ちゃんご兄弟（上田）

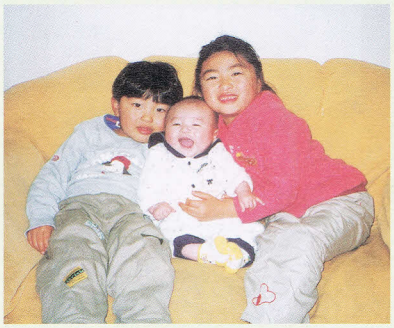

秋沢　尚平ちゃんご兄弟（下坪）

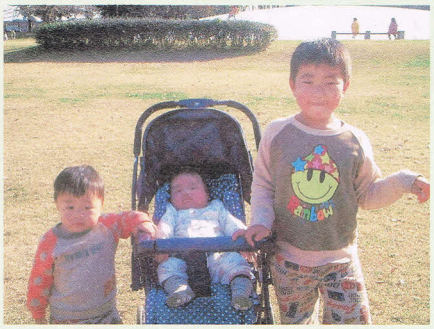

鈴木　基夢ちゃんご兄弟（鯉沼）

町では、第3子以上の児童を養育している方に「すこやか子育て支援金」を交付しています。
※支援金の受給要件、申請方法等は、**町福祉課児童福祉係**（☎81―1831）へ

平成16年4月から 口座振替後の通知を省略します

町では、現在、毎月３回の口座振替を行っていますが、事務事業見直しの一環として、平成16年４月から、口座振替後の通知（ハガキ）を省略させていただくことになりました。通帳には、「ミブマチシュウニュウヤク」から**ミブマチ○○課又は出先名がカタカナで記載されます。**

ご理解の上、ご協力をお願いいたします。但し、福祉課の手当の記帳は、従来と同じ**ミブマチシュウニュウヤク**と、水道課の振込の記帳は、従来と同じ**ミブマチキギョウスイ**と記載されます。

なお、口座振替の内容の詳細についてご確認いただくときは、担当課にお問い合わせください。

●問合せ先　会計課　☎81-1863

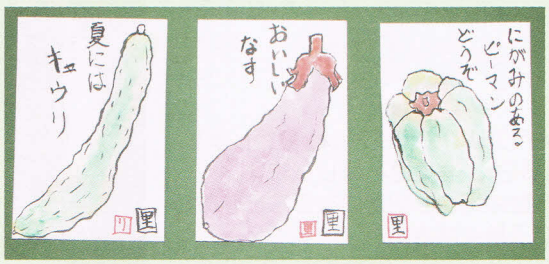

絵手紙

私の作品

安塚小　６年
尾﨑 里紗（りさ）

安塚小　６年
吉葉 祐貴（ゆうき）

絵手紙

まちのうごき
2月1日現在

総人口	39,977 人	（ 28）
男	19,546 人	（ 14）
女	20,431 人	（ 14）
世帯数	13,300 世帯	（ 20）

（ ）内は前月比

寄付

◆社会福祉協議会へ（○数字は寄付回数）

寺内澄夫様①　20円